



退職される皆様へ

退職後も受けられる短期給付

☎ お問合せ先
給付担当 (078) 362-3765

退職後、任意継続組合員とならない場合でも、請求に基づき次の給付が受けられます。

ただし、組合員が退職後、他の被保険者資格を取得した場合は給付されません。

※給付事由発生日から **2年間** 請求しない場合は、時効により給付が受けられなくなりますのでご注意ください！

給付の種類	給付要件等
傷病手当金	〈退職日まで引き続き1年以上の組合員期間がある方のみ〉 ・傷病手当金の給付期間中に退職し、引き続いて労務に服することができないとき ・傷病手当金を受ける要件を満たしていたが、報酬との調整などで傷病手当金を受けないで退職し、引き続いて労務に服することができないとき ※給付期間は、同一傷病について最大1年6か月です（退職後は、附加給付はありません。）。 ※受給中の年金がある場合は、給付額の調整を行います。
出産費	〈退職日まで引き続き1年以上の組合員期間がある方のみ（任意継続組合員期間を含む）〉 退職後6か月以内に出産したとき
出産手当金	〈退職日まで引き続き1年以上の組合員期間がある方のみ（任意継続組合員期間を含まない）〉 ・出産手当金の給付期間中に退職したとき ・出産手当金を受ける要件を満たしていたが、報酬との調整などで出産手当金を受けないで退職したとき ※給付期間は、出産の日以前42日から出産の日後56日です。
埋葬料	組合員であった方が、退職後3か月以内に死亡したとき

老齢厚生年金の退職改定

☎ お問合せ先
年金班 (078) 362-3767

老齢厚生年金の受給権を有する一般組合員が退職（短組組合員への種別変更を含む）した場合、在職停止されていた年金は停止解除されるとともに、退職までの在職期間が年金額に反映されます（年金額が改定されます。）。

なお、年度末退職に伴う手続きについては、3月中旬頃に各所属所へ通知します。

事務処理は順次行っていますが、完了は8月以降となる予定です。**そのため、6月の定期支給（4・5月分）の時点では、在職停止されたままの支給額となります。**

処理完了後、遡って年金の支給が行われますので、送金案内のハガキが届くまでお待ちください。

※組合員資格喪失後に再就職され、被用者年金制度に加入される方は、報酬額等により引き続き在職停止となる場合があります。

退職改定後の年金は
8月以降の
支給になるよ



退職後も受けられる福祉事業

☎ お問合せ先
福祉担当 (078) 362-3763

事業名	対象者	事業概要
特定健康診査 特定保健指導	任意継続組合員と その被扶養者 (40歳～74歳まで)	生活習慣病に着目した特定健康診査を無料で受けることができます。 ※令和8年度の受診券は令和8年7月下旬頃に発送します。 また、特定健康診査の結果、生活習慣病のリスクが高い方については、無料で受けられる特定保健指導をご案内します。
宿泊施設 利用補助券	任意継続組合員と その被扶養者	指定宿泊施設（六甲荘・瑞宝園）での宿泊や飲食の際に費用の一部を補助します。
宿泊施設 特別利用者証	組合員期間が 1日以上ある 退職者 (資格喪失者)	資格喪失後、公立学校共済組合の宿泊施設が現職組合員と同じ料金で利用可能となる「宿泊施設特別利用者証」を申請により交付します。 (ご家族の方も利用可能で、有効期限はありません。) 利用可能な宿泊施設については、「公立共済やすらぎの宿」公式HPをご確認ください。



(やすらぎの宿)

私的年金等の退職に伴う手続き (共済本部の福祉保険制度に任意で加入されている方のみ)

☎ お問合せ先
福祉担当 (078) 362-3763

福祉保険制度等に参加している方には、手続方法についてのご案内を下記の時期にご自宅へ送付します。

名称	ご案内	お問合せ先
福祉保険制度	定年退職者には12月に送付しています。 定年退職以外の方は、年度末退職ならば令和8年7月頃、年度途中退職ならば退職の約2か月後に送付します。 退職された年の10月末日まで保障が継続し、脱退の申出がない場合は自動更新となります。	制度全般： 0120-778-599 (10～16時) 保険金請求： 0120-660-998 (10～16時)
アイリスプラン	定年退職者には12月末頃に送付しています。 定年退職以外の方については、サービスセンターまでお電話ください。	0120-491-294 (10～17時)

※共済組合本部事業のため、支部にお問い合わせいただいても回答できない場合があります。

共済組合貸付金 ～退職時に貸付金が残っている場合の返済方法～

☎ お問合せ先
貸付担当 (078) 362-3764

退職時に残っている貸付金の残額(※)は、退職手当から控除しますので手続は不要です。なお、1月以降は全額繰上償還の申出はできませんのでご注意ください。

退職手当額より貸付金の残額が多い場合は、控除後の不足額について「払込書」を借受人の自宅に送付しますので、指定の期日までに払い込んでください。

※未償還元金と利息を合わせた金額です。利息については、ボーナス併用の償還者のみ発生します。

待っているだけで
OKだケロ!

